

社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会が委嘱する理事（会長、副会長を含む。）監事、評議員・その他委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償、旅費の支給方法について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬の額は次のとおりとする。

(1) 社会福祉協議会会長	月額	100,000 円
(2) 社会福祉協議会副会長	日額	5,100 円
(3) 理 事	日額	5,100 円
(4) 評 議 員	日額	5,100 円
(5) 監 事	日額	5,100 円
(6) その他会長が委嘱した委員長	日額	5,500 円
(7) その他会長が委嘱した委員	日額	5,100 円

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払方法は次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、毎月末までに支給する。ただし、任期途中で退任した場合、日額に換算して支給する。
- (2) 日額支給の報酬は、職務に従事した場合これを支給する。

(報酬の支払制限)

第4条 市の常勤職員及び本会の職員が、役職員等を兼ねる場合は、第2条に規定する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役職員等は公務のため旅行をする時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 役職員等が市外に旅行するときは、本会職員旅費規程を適用する。

(その他)

第6条 前各号に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年11月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月16日から施行する。